

令和2年度第2回 下関市農業委員会総会議事録

日 時 令和2年5月15日(金)
午前9時30分 ~ 午前10時55分
場 所 菊川総合支所 会議室

会議構成員及び現在総数

会 議 構 成 員 18
現 在 数 18
出 席 総 数 13
欠 席 総 数 5

議番	氏 名	出欠
1	西野 政次	出席
2	阪田 実	出席
3	田中 クゲヨ	出席
4	新久保 克己	出席
5	藤野 俊孝	出席
6	田崎 育子	出席
7	原田 雄一	※欠席
8	岡本 住子	※欠席
9	下田 敏純	※欠席
10	石田 安男	出席
11	植村 正文	出席
12	河本 隆一	出席
13	坂田 謙祐	出席
14	伊田 喜弘	出席
15	山田 正信	出席
16	吉本 知則	出席
17	岩本 憲慈	※欠席
18	有田 孝義	※欠席

※コロナ感染予防対策による参加自粛

本会議に出席した事務局職員

事務局長 ほか計5名

傍聴人:1名

令和2年度第2回総会

(開始時刻 9時30分)

事務局（石井事務局長）

皆さん、おはようございます。これより令和2年度第2回総会を始めさせていただきますが、総会に先立ちまして一点ご報告を申し上げます。

皆さまご承知のとおり、全国的に新型コロナウイルスの感染拡大が続いている状況です。当総会におきましても誠に勝手ながら、出席委員の人数を調整して開催することとし、委員総数18名のうち5名の委員に、今回の総会への参加を自粛願いました。

なお、この対応につきましては、全国農業会議所が先般発出した通知文書の中で、「総会の開催は、現に在任する農業委員の過半の出席で可能であり、新型コロナウイルスへの感染を防ぐために出席委員を減じて開催することは差し支えない」と明記していることに基づいた措置であることを申し添えます。

それでは、ただいまから総会を始めさせていただきます。本日の委員の出席状況でございますが、委員総数18名のうち、本日出席の委員は13名、参加自粛をお願いした委員は5名でございます。

したがって、出席委員数が在任委員数の過半数を超えておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定に基づき、本日の総会が、「成立いたしますこと」をご報告申し上げます。

それでは、吉本会長からご挨拶を賜りまして、そののち、「下関市農業委員会総会会議規則第6条及び第7条」の規定に基づき、議長である会長の「開会の宣告」ののち、お手元の総会次第に従いまして議事を進めさせていただきます。それでは、会長、どうぞ、よろしく願いいたします。

議長（吉本会長）

皆さん、おはようございます。

（会長挨拶）

先ほど、事務局から報告がありましたように出席委員が過半数を超えています。本日の総会は、成立いたしますので、「令和2年度第2回定例総会の開会」を宣告します。

それでは、議事に入ります前に総会会議規則第19条第3項の規定に基づきまして私のほか2名の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号10番の石田安男委員と、議席番号11番の植村正文委員のご両名を指名します。よろしく願いします。

それでは、議事に入ります。本来ですと、日程第1「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」を先にお諮りするところですが、当該案件につきましても、次の議案第2号10番と密接に関連した案件であるため、議案第2号の審議の際に一括でお諮りさせていただきます。

よって、まずは日程第2「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可について」の1番から9番までの案件についてお諮りいたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（徳富事務局次長）

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可について、まず始めに、1番から9番についてご説明いたします。

総会議案書2ページをお開きください。1番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は6、7ページ、公図は8ページ、土地利用計画図は9ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊田総合支所から南西へ約2.8kmに位置しており、●●番●は、過去に農業公共投資の対象となっている農地で、農地法施行令第12条第2号及び農地法施行規則第40条第1号、第2号に該当します。●●番●は、過去に農業公共投資の対象となっていない集団性のある農地で、農地法施行令第12条第1号に該当します。

集団農地面積は、概ね22haで、2筆ともに、農地区分は、「第1種農地」となります。転用目的は、参拝者駐車場36台分の整備でございます。

申請理由につきましては、葬儀や行事等の規模によっては、既存の駐車場のみでは対応出来ず、参拝者は、路上駐車や市有地に無断駐車している状態が続いていることから、この度駐車場の増設を計画し用地を探していたところ、参拝者の安全面、利便性、計画規模等総合的に検討した結果、お寺に隣接している申請地が選定されたもので、譲受人の要望に譲渡人が応じたものでございます。

寄付による所有権の移転となっております。

一体利用地は、市道加工部分のみで、道路工事施行承認申請書が提出されており確保は確実で、計画規模も土地利用計画からみて適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地周辺には、道や水路等で分断された農地はありますが、申請地内の一部を盛土加工し、新たな畦畔を設ける計画となっており、汚水の発生はなく、雨水のみ農業用排水路に放流されますが、流量に変化はないことから、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

今回の転用の1筆については、土地改良法による換地処分がなされており、下関市豊田町土地改良区からは、土地改良事業計画上、支障ない旨の内容が記載さ

れた意見書が提出されております。

本件は、第1種農地ではございますが、農地法施行規則第33条第4号、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当し、許可基準を満たしていると考えます。

2ページに戻りまして、2番。説明の前に資料の訂正がございます。議案書郵送後に、申請者から法定外公共物の使用部分の面積に誤りがあったとの報告があり、事業計画書が再提出されました。本日、議案書の訂正にてお示ししておりますが、面積が、34㎡から33.38㎡に変更されています。

なお、今回の全体面積は、実測面積を記載しておりますので、この度の面積訂正に伴う全体面積の、変更はございません。

それでは、ご説明いたします。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は10、11ページ、公図は12ページから15ページ、土地利用計画図は16ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所菊川総合支所から北東へ約3.8kmに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない集団農地面積が、概ね6.9haの小集団の農地で、「甲種農地」、「第一種農地」、「第三種農地」いずれにも該当しない「第二種農地」となります。

転用目的は、下関連絡線新設工事に伴うヘリポート及び資材置場でございます。

申請理由につきましては、中国電力ネットワーク株式会社からの工事の受注に伴い、ヘリポート及び資材置場の設置が必要となり候補地を探していたところ、近くに民家がなく、工事現場からも近くに位置している申請地が適地であるとの判断により選定がなされたもので、各貸付人が、借受人の要望に応じたものでございます。賃借権の設定となっております。

一体利用地の●●番は、貸付人の所有地で、残りの一体利用地は、赤線、青線のみで、法定外公共物使用許可申請書が提出されており確保は確実で、計画規模も土地利用計画からみて適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地周辺には農地はありますが、申請地内を、コンクリート舗装や砕石、真砂を敷く計画となっており、隣接した農地への対策としては、流出防止用盛土の施工を計画されており、し尿は、汲み取り式で、雨水のみ農業用排水路に放流されますが、水利計算書が提出されており、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

本件は、一時的な利用であり、工事終了予定である、令和3年12月31日までに、原状回復する旨が記載された誓約書が下関市農業委員会会長あてに提出

されております。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書3ページをお開きください。3番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は17、18ページ、公図は19ページ、土地利用計画図は20ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線安岡駅から北東へ約2.1kmに位置する過去に農業公共投資の対象となっていない、集団農地面積が、概ね35haの、集団性のある農地で、農地法施行令第12条第1号に該当し、農地区分は、「第1種農地」となります。

転用目的は、自己用住宅でございます。申請理由につきましては、現在、市外に居住している借受人が、将来の両親の世話を考え、実家からも近くに位置している祖父所有の申請地に自己用住宅の建設を計画したもので、祖父である貸付人が、借受人の要望に応じたものでございます。

使用貸借による権利の設定となっております。

計画規模は、土地利用計画からみて適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、残地部分が隣接した農地でございますが、ブロック塀を設置する計画となっており、汚水は、合併浄化槽で処理され、雨水とともに、道路側溝に放流されるため、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

また、今回の転用については、下関土地改良区から、土地改良事業計画上、支障ない旨の内容が記載された意見書が提出されております。

本件は、第1種農地ではございますが、農地法施行規則第33条第4号、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当し、許可基準を満たしていると考えます。

なお、この事案につきましては開発許可と同時施行といたします。

3ページに戻りまして、4番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は21、22ページ、公図は23ページ、土地利用計画図は24ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所王司支所から南東へ約460mに位置する農地で、農地法施行規則第45条第2号に該当する、「第2種農地」となります。

転用目的は、太陽光発電設備でございます。

申請理由につきましては、売電事業が好調なことから新たな太陽光発電設備の設置場所を探していたところ、申請地は、日照がよく計画規模にも適しており、整地工事費等の費用対効果も検討した結果、適地であるとの判断により選定がなされたもので、維持管理が困難な譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでござ

います。なお、申請者からは、代替地検討表が提出されております。

売買による所有権の移転となっております。

計画規模は、土地利用計画からみて適当であると判断しています。

また、本申請地には、進入路がございませんが、隣接地の宅地部分を進入路として利用する計画となっており、土地所有者からの私有地使用承諾書が提出されており支障ないと判断しております。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、申請地の一部を盛土により、新たな畦畔を設ける計画となっており、汚水の発生はなく、雨水のみ農業用排水路に放流されますが、流量に変化はないことから、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

3ページに戻りまして、5番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は25、26ページ、公図は27ページ、土地利用計画図は28ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所菊川総合支所から南へ約950mに位置する、過去に農業公共投資の対象となっている農地で、農地法施行令第12条第2号及び農地法施行規則第40条第1号、第2号に該当し、農地区分は、「第1種農地」となります。

転用目的は、倉庫及び業務用駐車場24台分を整備するものでございます。

申請理由につきましては、現在の倉庫の賃貸借契約が終了することから、自社にて倉庫の建設及び業務用駐車場の整備を計画し、効率的な流通業務を行う為、菊川地区にて用地を探していたところ、申請地は、県道七見小月線の隣接地で利便性も良く、計画規模に見合った広さも確保できており、地形やコスト面等総合的に検討した結果、自転車部品の集出荷等の効率的な流通業務の遂行において、適地であると判断し選定されたもので、高齢となり管理が出来ない譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。

なお、申請者からは、候補地検討表が提出されております。

売買による所有権の移転となっております。

一体利用地は、県道加工部分のみで、道路工事等承認申請書が提出されており確保は確実で、計画規模も土地利用計画からみて適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地はございますが、申請内を造成により法面を整形し、法面は芝張りで養生を実施する計画で、汚水は、集落排水に流入され、雨水は、道路側溝に放流されるため、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

今回の転用については、下関市菊川町土地改良区から、土地改良事業計画上、

支障ない旨の内容が記載された意見書が提出されております。

本案件は、追認案件で、申請地は、平成15年頃、造成し、地元の土木会社に過去、貸し出されていたもので、申請者からは、今後は、農地法を遵守する旨が記載された始末書が提出されております。

本件は、第1種農地ではございますが、県道の沿道に位置していることから、農地法施行規則第35条第4号の「流通業務施設」に該当し、許可基準を満たしていると考えます。

なお、この事案につきましては開発許可と同時施行といたします。

総会議案書4ページをお開きください。

6番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は29、30ページ、公図は31ページ、土地利用計画図は32ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所王司支所から南へ約1.3kmに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない集団農地面積が、概ね3haの、小集団の農地で、「甲種農地」、「第一種農地」、「第三種農地」いずれにも該当しない「第二種農地」となります。

転用目的は、宅地造成に伴う法面整備で、法面の管理道も合わせて整備するものでございます。

申請理由につきましては、隣接地の開発行為に伴い、法面整備を行うもので、合わせて、法面の維持管理を行うための管理道も整備する計画で、高齢及び農業後継者もなく、耕作が困難となり農作業の委託先も見つからない譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。

売買による所有権の移転となっております。

一体利用地の●●番は、譲渡人の所有地で、残りの一体利用地は、法定外公共物の加工部分で、法定外公共物加工許可申請書が提出されており確保は確実で、計画規模も土地利用計画からみて適当であると判断しています。

なお、申請者からは、この度の法面整備に至った理由書が提出されておりますが、費用面等の理由により、擁壁の設置を断念し、この度の計画に至ったとの報告を受けております。

土砂の流出対策としては、申請地には、隣接した農地はございますが、申請内を造成により法面を整形し、法面は芝張りで養生を実施する計画で、一体利用地の宅地造成地からの汚水は、公共下水道に流入され、雨水のみ、農業用排水路に放流されます。また、申請地の法面からの表面雨水のみが、隣接する農地に流れる計画となっておりますが、土地所有者は、譲渡人でございますが、承諾していることから、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられま

す。なお、この事案につきましては開発許可と同時施行といたします。

4ページに戻りまして、7番。本案件は、令和元年度第10回総会議案第3号10番にてご審議いただき、令和2年3月5日付けで、山口県知事が、不許可とした案件を、計画を変更し、改めて、申請がなされたものでございます。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は33、34ページ、公図は35ページ、土地利用計画図は36ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線梶栗郷台地駅から北東へ約1.3kmに位置する過去に農業公共投資の対象となっていない集団農地面積が、概ね12haの、集団性のある農地で、農地法施行令第12条第1号に該当し、農地区分は、「第1種農地」となります。

転用目的は、農産物販売施設でございます。

申請理由につきましては、譲受人が生産したキノコや近隣農家でとれた農産物の販売施設の建設を計画したもので、申請地は、県道沿いに位置し、店舗の立地条件にも恵まれおり、売上也十分に見込まれることから選定されたもので、高齢で耕作及び管理が困難な譲渡人と耕作及び管理が困難な譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。

売買による所有権の移転となっております。

一体利用地は、県道及び市道の加工部分で、道路工事施行承認申請書及び道路工事等承認申請書が提出されており確保は確実で、計画規模も土地利用計画からみて適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地周辺には、道や水路で分断された農地はございますが、申請地内に擁壁を設置する計画で、汚水は、合併浄化槽で処理され、農業用排水路に放流され、雨水は、農業用排水路及び道路側溝に放流されるため、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

今回の申請地の転用については、下関土地改良区から、令和2年2月5日付けで、土地改良事業計画上、支障ない旨の意見書が提出されておりますが、事務局において、改めて、下関土地改良区に照会したところ、この度の申請についても、支障ないとの報告でございました。

本件は、第1種農地ではございますが、農地法施行令第11条第1項第2号イの「農畜産物販売施設」に該当し、許可基準を満たしていると考えます。

なお、この事案につきましては開発許可と同時施行といたします。

総会議案書5ページをお開きください。8番、9番は、譲渡人、譲受人が同じで、申請地も隣接しており、転用目的も同じでございますので、合わせてご説明いたします。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は37、38ページ、公図は39ページ、8番の土地利用計画図は40ページ、9番の土

土地利用計画図は41ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所菊川総合支所から南東へ約1.1kmに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない集団農地面積が、概ね0.3haの、小集団の農地で、「甲種農地」、「第一種農地」、「第三種農地」いずれにも該当しない「第二種農地」となります。

転用目的は、太陽光発電設備でございます。なお、9番につきましては、保守管理用の駐車場1台分を合わせて整備する計画となっております。

申請理由につきましては、発電事業が好調なことから、新たな太陽光発電設備の設置用地を探していたところ、日照条件が良く、面積も計画に見合っており、県道沿いに位置していることから、運営管理にも適しているとの判断により選定されたもので、この度、譲受人の要望に、譲渡人が応じたもので、申請者からは、代替地検討表が提出されております。

売買による所有権の移転となっております。

計画規模は、土地利用計画からみて適当で、計画地に隣接した農地はなく、赤線、青線で分断された農地も、8番、9番の3筆のみでございます。

また、申請地内は、整地のみで、既存の形状も変更しない計画となっており、汚水の発生はなく、雨水のみ農業用排水路に放流されますが、流量に変化はないことから、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。以上でございます。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。なお、説明に当たりましては、個人情報保護の観点から直接個人名を使わず、譲渡人、譲受人等の表現で報告をお願いします。

それでは、1番の案件につきましては、私の担当地区ですので、私の方から報告いたします。

吉本委員

5月7日、農業委員2名と事務局職員1名で確認いたしました。当該農地は第1種農地であります。既に数十年前から耕作した状況はございません。

事務局の説明の通り、参拝者が隣接する学校敷地内に無断駐車するなど周辺からの苦情も多かったと聞いております。

第1種農地ではありますが、一団の農地の一番端に位置しており、駐車場ですので汚水もなく、雨水のみ隣接する農業用排水路に放流しますので、他の農地への影響はないと考えます。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

次に、2番、8番及び9番の案件につきまして 議席番号12番河本隆一委員、報告をお願いします。

河本委員

12番河本です。先ず2番の案件から説明致します。5月1日、農業委員2名と事務局職員1名で現地確認いたしました。

事務局説明にありましてとおり、今回の案件は下関連絡線新設工事に伴うヘリポート及び資材置場です。ヘリコプターが離発着するため民家に隣接していない場所、また工事用資材を運搬するための道路などの条件を兼ね備えた場所と言うことで、ここが適地であると判断したようです。

現地は長期間にわたり耕作されておらず、一時転用でもありますので何ら問題ないと考えております。よろしくご審議願います。

続いて8、9番の案件ですが、譲渡人と譲受人も転用目的も同一ですので併せて説明いたします。

この地区は周辺にも太陽光発電設備が多く設置されており、当該地に隣接する農地も無く、雨水のみ農業用排水路に流すことから、周辺農地への影響は無く、何ら問題ないと考えます。審議のほどよろしくお願い致します。

議長（吉本会長）

次に、3番及び7番の案件につきまして 議席番号6番田崎育子委員、報告をお願いします。

田崎委員

6番田崎です。3番の案件につきまして4月30日、事務局職員2名、農業委員2名で現地を確認いたしました。この地域は済生会病院が近くにあり、古くから花卉の産地でした。当該案件は、両親の世話が将来的に必要となることを見据えて、市外に居住する孫が、実家近くに立地する祖父の土地に、自己用住宅の建設を計画したものです。第1種農地ではありますが許可基準を満たしており、祖父も高齢で耕作が困難であることから、孫の要望に応じたものです。

譲受人であるお孫さんは30代と若く、将来の後継者になることを願っているところです。何ら問題はないと考えます。

7番ですが、ここも4月30日に事務局職員2名、農業委員2名で現地を確認いたしました。申請地は県道沿いにあります。事務局説明にもありましたが、申請理由は、譲受人が生産したキノコなど地元の農産物の販売所として当該地を選定したものです。第1種農地ではありますが、例外規定により致し方ないと思

います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（吉本会長）

次に、4番及び6番の案件につきまして 議席番号3番田中クゲヨ委員、報告をお願いします。

田中委員

3番田中です。4番の案件について説明致します。5月1日に事務局職員2名、農業委員2名で現地を確認しました。現地は長期にわたり耕作されていない土地でございます。周辺には譲渡人のアパートなどが建っており、雨水等の問題も無いことから何ら問題ないと考えます。よろしくご審議願います。

6番の案件ですが、以前にも調査をした場所であります。ここも長期にわたり耕作放棄地であったところですが、隣接する宅地開発にあわせて法面を整備するということですが、何ら問題ないと考えます。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

次に、5番の案件につきまして 議席番号13番坂田謙祐委員、報告をお願いします。

坂田委員

13番坂田です。5月1日に農業委員2名と事務局職員1名で現地確認しました。ここは追認案件で、現地は既に埋め立てられた農地でありまして、農地に戻すには非常に困難と思われる状況でした。圃場整備した農地ではありますが、土地改良区から支障ないとの回答も得られていますし、例外規定の要件の範囲内であるということもあり、致し方ないと考えております。

周辺農地への影響につきましては事務局説明でもありましたように、汚水は集落排水に、雨水は道路側溝に流されるため問題ないと思われまます。ご審議の程、お願いします。

議長（吉本会長）

それでは、事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手され起立して議席番号及び氏名を述べられ、ご発言をお願いします。質疑は、ございませんか。

ないようですので質疑を打ち切り、採決します。それでは「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可について」1番から9番の案件について「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって、ただいま審議しました農地法第5条第1項に係る申請について、1番から9番の案件については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、「許可」といたします。

議長（吉本会長）

それでは、日程第1「議案第1号」及び日程第2「議案第2号の10番」を一括して、お諮りしたいと思います。事務局の説明を求めます。

事務局（徳富事務局次長）

それでは、日程第1「議案第1号」及び日程第2「議案第2号の10番」を一括してご説明いたします。

この度の転用目的は、営農型太陽光発電設備の設置でございます。

まず始めに、営農型太陽光発電設備についてご説明いたしますので、本日お配りいたしました、関係資料No. 1をご覧ください。

営農型太陽光発電設備とは、農地に支柱を立てて、営農を適切に継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置することにより、農業と発電を両立する仕組みを指します。この場合、支柱の基礎部分について一時転用許可が必要で、転用期間は、3年以内か、10年以内となります。

次に関係資料No. 2をご覧ください。

本案件は、土地所有者、耕作者、設置者の3者契約により、営農型太陽光発電設備を設置するものでございます。

申請地は、現在、利用権設定により、法人が耕作しております。

太陽光発電設備の設置者は、別の法人となっており、今回の計画では、設置者と土地所有者が異なっておりますので、支柱の基礎部分について、農地法5条の一時転用許可、期間は、10年以内になるケースに該当しないため、3年以内、農地法3条許可、3年以内の区分地上権の設定が必要となります。

区分地上権とは、民法第269条の2に規定した、「地下又は空間を目的とする地上権」で、「地下又は空間は、工作物を所有するため、上下の範囲を定めて地上権の目的とすることができる。この場合においては、設定行為で、地上権の行使のためにその土地の使用に制限を加えることができる。」とされています。

営農型太陽光発電設備は、空中に工作物を設置いたしますので、この権利設定を行う為に、3条許可を受けるものです。

議案第2号10番が、支柱部分等の一時転用に係る5条許可申請、議案第1号1番が、空中部分の区分地上権の設定を目的とした、3条許可申請でございます。

それでは、ご説明いたします。総会議案書1ページ、5ページをお開きくださ

い。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は42、43ページ、公図は44、45ページ、土地利用計画図は46ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線川棚温泉駅から南西へ約460mに位置している、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地で、農地法第5条第2項第1号イに該当する農地でございます。

転用目的は、営農型太陽光発電設備でございます。

申請理由につきましては、豊浦地区において、耕作者と営農型太陽光発電設備の設置用地を探していたところ、申請地は、ほ場整備地区の端に位置しており、十分な野菜の収穫も見込まれ、日当たりもよく、面積的にもこの度の計画規模に見合っていたことから選定がなされたものでございます。

この度の申請については、土地所有者、耕作者、設置者3者による、営農型太陽光発電事業用農地利用契約が締結されております。

5条につきましては、賃借権の設定となっており、3条につきましては、区分地上権の設定でございます。

なお、通常の3条許可の場合は、農地法第3条第2項各号に該当すれば、許可できないこととなっておりますが、本案件の「区分地上権の設定」については、ただし書きにより、許可することができるものでございます。

それでは、許可基準についてご説明いたします。

通常の農地転用においては、「農地法関係事務に係る処理基準について」及び「農地法の運用について」にて審査しておりますが、営農型太陽光発電設備の設置については、別途、「確認事項」が示されております。

関係資料No. 3の2ページをお開きください。

確認事項は、2ページ(2)ア、イ、3ページウからキでございます。

それでは、順次ご説明いたします。

アにつきましては、転用期間が、3年以内の申請になっておりますので問題ないと判断します。

イにつきましても、支柱は、地面に打ち込むだけの施行方法となっており、ウエにつきましては、申請者から提出されている「営農型発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書」を事務局にて確認し、確実であると判断いたしております。

なお、議案書5ページに記載しておりますが、耕作者は、有機農業による、ジャガイモ、さといも、サツマイモ、タマネギなどの野菜を栽培する計画となっております。

おります。

オにおいては、「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがない」旨が記載された下関市長の意見書が提出されており、下関市豊浦町土地改良区からは、「残農地については、適切に管理の事」との意見でございましたので、支障ないと判断しております。

カにつきましては、資金計画書及び撤去整地費の見積書も提出されており、3者が締結している契約書にも、事業者にて設備を撤去する旨が記載されており、確実にであると判断しました。

キにつきましても、提出された資料を確認したところ、既に中国電力との連系に係る契約は締結されておりました。

計画規模は、土地利用計画からみて適当で、土砂の流出対策としては、この度の転用は、太陽光発電設備の設置に係る支柱等のみであり、施設の下部農地では、野菜の栽培する計画となっており、汚水の発生はなく、施設からの雨水は、下部農地から、現状どおり農業用排水路に放流されるため、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

本案件は、農用地を対象とした農地転用では、ございますが、一時的な利用であり、許可後3年以内に原状回復する旨が記載された誓約書が提出されており、「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがない」旨が記載された下関市長の意見書が提出されていることから、農地法施行令第11条第1項第1号に該当し、許可基準を満たしていると考えられます。

また、議案第1号1番につきましても、許可の対象となるものと考えます。
なお、どちらも案件も同時施行といたします。以上でございます。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

それでは、当該案件につきまして、議席番号10番石田安男委員、報告をお願いします。

石田委員

10番石田です。4月30日に農業委員2名と事務局職員2名で現地を確認致しました。事務局の方から詳しく説明がありましたが、5条につきましては賃借権、3条につきましては区分地上権の設定でございます。

資料2にありますように、営農型太陽光発電設備を土地所有者、耕作者、設置

者の3者契約によって設置するものです。

3年間の一時的な利用でもありますし、問題はないと考えます。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので質疑を打ち切り、採決します。それでは、当該案件について「農地法第3条第1項の規定による許可」並びに「農地法第5条第1項の規定による許可」について、いずれも「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって、ただいま審議しました農地法第3条並びに5条に係る申請のうち、農地法第5条に係る申請については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、農地法第3条申請と同時許可といたします。

議長（吉本会長）

次に日程第3「議案第3号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更に係る意見決定について」をお諮りします。事務局の説明を求めます。

事務局（徳富事務局次長）

議案第3号についてご説明いたします。総会議案書47ページをお開きください。1番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は48、49ページ、公図は50ページ、土地利用計画図は、51ページをご覧ください。

変更内容は、工事期間の延長でございますが、現在、建売住宅8棟の内、5棟が完成し、1棟が工事中でございます。

期間延長の理由は、議案書にも記載しておりますが、他での建築工事に追われ工期が遅滞したため、この度の申請に至ったものでございます。

2番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は52、53ページ、公図は54ページ、土地利用計画図は、55ページをご覧ください。

変更内容は、工事期間の延長でございますが、現在、建売住宅8棟の内、6棟が完成し、2棟が工事中でございます。

期間延長の理由は、議案書にも記載しておりますが、造成工事の遅れにより、建築工事の着手が遅れたため、この度の申請に至ったものでございます。

以上でございます。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号6番田崎育子委員、報告をお願いします。

田崎委員

6番田崎です。4月30日に事務局職員2名と農業委員2名で現地を確認致しました。事務局説明のとおりで、致し方ないと考えます。ご審議よろしくお願ひします。

議長（吉本会長）

それでは、2番の案件につきまして、議席番号3番田中クゲヨ委員、報告をお願いします。

田中委員

3番田中です。5月1日に事務局職員2名と農業委員2名で現地を確認致しました。工事が遅れていますが、他に支障を及ぼすことではないと思います。よろしくご審議願ひします。

議長（吉本会長）

事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り、採決します。「議案第3号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更に係る意見決定について」「承認相当」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって本議案は、原案のとおり承認相当と決しましたので、その旨の意見を付して県に送付することといたします。

議長（吉本会長）

次に日程第4「議案第4号 現況確認について」をお諮りします。事務局の説明を求めます。

事務局（徳富事務局次長）

議案第4号についてご説明いたします。総会議案書56ページをお開きください。1番。本申請地は、令和元年度第11回総会議案第4号2番にて、ご審議いただき、「農地」判断された農地でございます。

この度、申請者から再度、申請がなされたもので、申請者からは、前回の現地調査が行われた場所は、申請地ではなく、隣接地であるとの申し出があり、この度の受付に至ったものでございます。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目、田1筆、面積は、939㎡で、申請地の位置図は57、58ページ、公図は59ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線川棚温泉駅から北西へ約940mに位置する土地でございます。

令和2年4月30日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました。

今回の調査では、現場で、地籍調査時の測量基準杭等を確認し、そこから、申請地の位置を確認したところ、申請者の申し出どおり前回、現地調査した場所の大部分は、登記地目、雑種地、現況地目、宅地の隣接地であることが判明したものでございます。

現地調査の結果は、議案書記載のとおりの方況でございました。

現況確認書交付事務取扱要領第5条(3)に該当するため、「非農地」と確認いたしました。

56ページに戻りまして、2番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目、田2筆、合計面積は3,098㎡で、申請地の位置図は60、61ページ、公図は、62ページご覧ください。

申請地は、下関市役所豊浦総合支所小串支所から東へ約6.3kmに位置する土地でございます。

令和2年5月7日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員1名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおりの方況でございました。

現況確認書交付事務取扱要領第5条(3)に該当するため、「非農地」と確認いたしました。以上でございます。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

それでは、1番の案件につきまして議席番号10番石田安男委員、報告をお願い

いします。

石田委員

10番石田です。1番の案件について説明します。4月30日に農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました。申請地は昭和32年以降、耕作しておらず大部分が周辺の山と一体化し、雑木が繁茂しており非農地と判断しました。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長（吉本会長）

それでは、2番の案件につきまして議席番号15番山田正信委員、報告をお願いします。

山田委員

15番山田です。5月7日に農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員1名で現地調査を行いました。申請地は山あいの棚田でございまして、雑木が点在し、長期間にわたって未耕作のため水路などが全く不明瞭でした。このような状況から農地への復旧は極めて困難であり、非農地であると判断しました。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り、採決します。「議案第4号 現況確認について」は、いずれも「非農地」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。全員賛成。よって本議案は、原案のとおり決しました。

議長（吉本会長）

日程第5「議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」をお諮りします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に、議席番号●●番の●●●●委員、議席番号●●番の●●●●委員が該当していますので退席をお願いします。

(●●委員、●●委員退席)

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（徳富事務局次長）

議案第5号についてご説明いたします。総会議案書63ページをお開きください。1番。この案件は、令和2年6月1日公告予定分に係る決定でございます。

詳細につきましては、64ページから80ページの「1. 農用地利用集積計画一覧表（令和2年6月1日公告予定分）」をご覧ください。

この案件は、利用権に係る決定です。地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表を、別紙「議案第5号関係資料」の1ページから3ページにお示ししております。

いずれの案件も、計画内容は、「下関市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上です。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り、採決します。「議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって本議案は、原案のとおり決定しましたので、下関市長へ通知することといたします。

（●●委員、●●委員着席）

議長（吉本会長）

次に、日程第6「議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画に係る意見決定について」をお諮りします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に、●●該当しています。それでは、「下関市農業委員会総会会議規則第6条及び7条」の規則に基づき、議長の職務を会長職務代理者の藤野俊孝委員に代理してもらいます。藤野職務代理は、議長席へご着席ください。

（●●●●は自席へ、藤野職務代理は議長席へそれぞれ移動）

議長（藤野職務代理）

では、日程第6「議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画に係る意見決定について」をお諮りします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限」に議席番号●●番●●●●委員が該当していますので、退席をお願いします。

(●●委員退席)

議長（藤野職務代理）

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（徳富事務局次長）

議案第6号について、ご説明いたします。総会議案書81ページをお開きください。

この案件は、農地中間管理機構が借受けた農地を、公募した借受け希望農家に配分するにあたり、下関市長から農用地利用配分計画に係る意見を求められたものでございます。

1番。内容につきましては、82ページの「1. 農用地利用配分計画（案）」（豊田区域分）と、83ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況」をご覧ください。

なお、地区別の利用配分計画集計表を議案第6号関係資料にお示ししております。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。以上でございます。

議長（藤野職務代理）

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り、採決します。「議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画に係る意見決定について」、「意見なし」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成と認めます。よって本議案は、原案のとおり意見なしと決しましたので、その旨の意見を付して下関市長に回答することといたします。

議長（藤野職務代理）

議案第6号の審議が終了いたしました。

それでは、●●●●と議長を交代いたします。ご協力ありがとうございました。

(●●●●は議長席へ、藤野職務代理は自席へそれぞれ着席)

議長（吉本会長）

次に、日程第7「議案第7号 農地法施行に関する実施細則の一部改正について」をお諮りします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

議案第7号についてご説明します。

総会議案書84ページをお開きください。本日お配りした議案第7号関係資料を併せてご覧ください。

農地法施行に関する実施細則は、農地法の実施のため、農地法施行令及び農地法施行規則に定めるもののほか、農業委員会の権限に係る事務について必要な事項を定めたものでございます。

令和2年4月1日より県から権限移譲がなされたことに伴い、農地転用に関する事業計画の変更の承認の申請、許可の取消しの申請、事業の進ちょく状況及び完了の報告、農地等の賃貸借の解約等の許可の申請について定め、実施細則の一部を改正しようとするものでございます。下線部が改正箇所でございます。

なお、改正後の実施細則と、新旧対照表を添付しておりますので、ご確認をお願い致します。以上でございます。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り、採決します。「議案第7号 農地法施行に関する実施細則の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって本議案は、原案のとおり決しました。

議長（吉本会長）

次に、日程第8「議案第8号 下関市農業委員会農地利用最適化推進委員の担当区域及び各担当区域における推進委員の定数について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

議案第 8 号についてご説明いたします。

総会資料の 85 ページと、別に席上配布しております「議案第 8 号関係資料」を併せてご覧ください。

提案理由は、令和 3 年 2 月 21 日の任期満了に伴いまして、農業委員会等に関する法律第 17 条第 2 項の規定により、今回、下関市農業委員会農地利用最適化推進委員の担当区域、及び各担当区域における推進委員の定数の見直しをしようとするものであります。

それでは、「議案第 8 号関係資料」をご覧ください。

まず、右から 2 番目の列に記載しておりますのが、現行定数です。

一番右にお示ししておりますのが、本日の総会で「定数案」として事務局から提案させていただき担当区域毎の定数でございます。

修正しました所は 1 箇所、右下の網掛けをしている所が該当箇所となります。

現行では「神田」と「角島」をそれぞれ担当区域として分け、推進委員を各 1 名ずつ配置しているものを、「神田」と「角島」の二地区を一つにまとめて定数を 2 名として配置するものでございます。

本日提案させていただいた案を、下関市農業委員会農地利用最適化推進委員の担当区域、および各担当区域における推進委員の定数として決定したいと考えておりますので、ご承認下さいますよう、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り、採決します。「議案第 8 号 下関市農業委員会農地利用最適化推進委員の担当区域及び各担当区域における推進委員の定数について」賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。

議長（吉本会長）

次に、日程第 9 報告第 1 号から日程第 18 報告第 10 号までを一括して、事務局より報告を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

ご報告いたします。

総会議案書 86 から 88 ページ、報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」は、12 件ございました。

89 ページ、報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出について」は、3 件ございました。

いずれも、内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりまして、専決により、受理通知書を交付いたしました。

90 ページ、報告第 3 号「農地法施行規則第 53 条の規定による転用届出について」は、1 件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりまして、専決により、通知を交付いたしました。

91 ページ、報告第 4 号「現況確認について」は、1 件ありました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、専決により、現況確認書を交付いたしました。

95 ページ、報告第 5 号「農地造成届について」は、1 件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。地区の農業委員による現地確認を行い、専決により、受理通知書を交付いたしました。

100 ページ、報告第 6 号「農地造成期間延長願について」は、1 件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。地区の農業委員による現地確認を行い、専決により、受理通知書を交付いたしました。

101 ページ、報告第 7 号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、3 件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。税務署から相続税の納税猶予の適用を受けている農地の状況について照会があったもので、農業委員による現地確認を行い回答いたしました。

102 ページ、報告第 8 号「農地転用事業計画の変更届出について」は、1 件ございました。書類等そろっておりまして、専決により、受理通知書を交付いたしました。

103 ページ、報告第 9 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について（賃貸借の合意解約）」は、賃貸借の合意解約が 12 件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

106 ページ、報告第 10 号「令和元年度第 12 回総会議案第 6 号及び令和 2 年度第 1 回総会議案第 8 号（農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用配分計画の意見決定について）にて決定された案件の訂正につ

いて」は、本日配布しております、報告第10号関係資料に差替えをお願いいたします。

内容につきましては、農用地利用配分計画の、契約期間の県公告日及び貸付始期の訂正によるものです。市農業振興課より、契約期間の県公告日及び貸付始期の訂正の連絡があったもので内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上、ご報告いたします。

議長（吉本会長）

ただいまの報告第1号から第10号につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

ないようですので、以上をもちまして本日の総会の全日程を終了いたします。

(終了時刻10時55分)

上記の議事録は正確と認め署名する。

議長.....

署名委員.....

署名委員.....